

# 債券発行概要書(発行者情報)

---

(平成 24 年度) 自 平成 24 年 4 月 1 日  
至 平成 25 年 3 月 31 日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構  
Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報」(以下「本発行者情報概要書」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公共団体金融機構(以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。)の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 25 年 6 月 5 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、平成 25 年 6 月 5 日現在において判断したものです。
2. 当機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年 7 月 31 日総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。)に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には当機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

#### 本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

## 目 次

第一部【法人情報】 .....	1
第1【法人の概況】 .....	1
1【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2【沿革】 .....	2
3【事業の内容】 .....	3
4【従業員の状況】 .....	6
第2【事業の状況】 .....	7
1【業績等の概要】 .....	7
2【対処すべき課題】 .....	20
3【事業等のリスク】 .....	32
4【経営上の重要な契約等】 .....	34
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	34
第3【設備の状況】 .....	36
1【設備投資等の概要】 .....	36
2【主要な設備の状況】 .....	36
3【設備の新設、除却等の計画】 .....	36
第4【機構の状況】 .....	37
1【出資金等の状況】 .....	37
2【役員の状況】 .....	37
3【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	38
第5【経理の状況】 .....	42
【財務諸表等】 .....	43
(1)【財務諸表】 .....	43
①【貸借対照表】 .....	43
②【損益計算書】 .....	44
③【純資産変動計算書】 .....	45
④【キャッシュ・フロー計算書】 .....	47
⑤【附属明細書】 .....	73
(2)【決算報告書】 .....	77
(3)【主な資産及び負債の内容】 .....	79
(4)【その他】 .....	79
第6【機構の参考情報】 .....	79
監査報告書 .....	巻末

## 第一部【法人情報】

### 第1【法人の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第1期 平成21年3月	第2期 平成22年3月	第3期 平成23年3月	第4期 平成24年3月	第5期 平成25年3月
経常収益 (百万円)	291,330	558,528	539,997	511,805	487,146
経常利益 (百万円)	130,697	250,170	247,569	230,055	213,070
当期純利益 (百万円)	20,425	8,866	16,074	21,632	20,828
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	53,087	60,613	69,382	93,696	113,520
総資産額 (百万円)	23,369,616	23,184,998	23,226,787	23,340,707	23,704,919
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,388	△5,520	△166,498	△43,268	429,597
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	472,635	△109,338	527,170	△304,944	163,656
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△310,332	8,532	6,696	3,830	△346,236
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	255,591	149,264	516,633	172,250	419,267
職員数 (人)	79	81	83	87	87

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 当機構の第1期は平成20年8月1日から平成21年3月31日までの8カ月となっております。

なお、平成20年10月1日に、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下、「公庫」といいます。）の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しております。公庫から承継する資産及び負債の価額については、平成20年10月1日現在の時価等を基準として、総務大臣が任命する評価委員が評価した価額によることとされており、平成21年2月12日に開催された評価委員会において、承継する資産及び負債の価額が決定しております。

4. 公庫の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものであります。

## 2【沿革】

当機構は平成20年8月1日に設立され、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公庫の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して、平成20年10月1日に業務を開始いたしました。

なお、参考として、公庫の「沿革」を以下にあわせて記載しております。

### (1) 地方公共団体金融機構

年月	事項
平成20年8月	機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立（8月1日）
平成20年10月	公庫の権利及び義務を承継し業務開始（10月1日）
平成21年6月	機構法の一部改正に伴い、地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）
平成24年2月	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設

### (2) 公営企業金融公庫

年月	事項
昭和32年6月	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和35年11月	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年4月	特別利率貸付制度を創設
昭和42年9月	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年4月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 （公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置）
昭和47年6月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和53年5月	公営企業金融公庫法の一部改正 （一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加）
昭和59年3月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年6月	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年6月	臨時特別利率制度を創設
平成9年9月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（1名）を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止））
平成13年4月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成13年6月	特殊法人等改革基本法成立
平成13年12月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成14年12月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成17年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みのあり方、廃止に向けた移行措置のあり方等）
平成18年5月	行政改革推進法成立
平成18年6月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定
平成18年10月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年5月	機構法成立
平成19年6月	地方公共団体財政健全化法成立
平成20年10月	機構法に基づき解散（10月1日）

### 3【事業の内容】

(1) 当機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

当機構は、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしております。

平成 24 年度貸付額 1 兆 8,863 億円、平成 24 年度末貸付金残高 22 兆 6,686 億円

平成 24 年度債券発行額 2 兆 5,267 億円、平成 24 年度末債券発行残高 18 兆 6,910 億円

(注) 債券発行に係る金額は額面ベース

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されております。

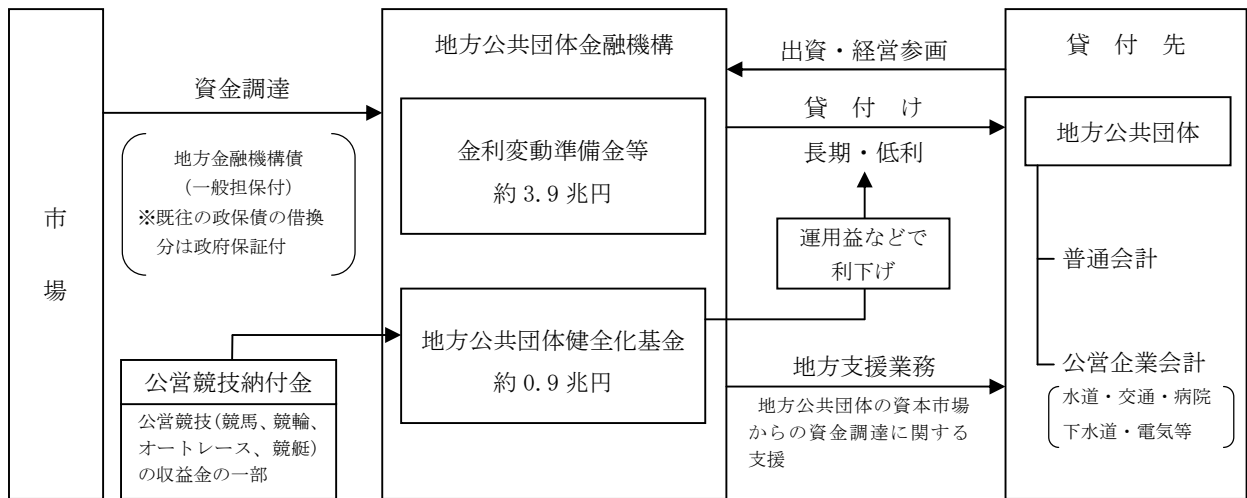
(金利変動準備金等)

当機構は、地方公共団体に対して最長 30 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は主として 10 年債の発行により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じております。そのため、債券借換え時の金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けております。

(健全化基金を活用した利下げ)

当機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っております。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は平成 24 年度末現在)

## (2) 業務の概要

### ① 貸付業務

#### (貸付対象)

当機構の貸付先は、地方公共団体のみとなっております。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組により、これまで主として公営企業債であった貸付対象を、広く一般会計債に拡充しました。具体的には、平成 21 年度においては地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業及び臨時財政対策債が、平成 22 年度においては社会福祉施設整備事業が、平成 23 年度においては公共事業等、緊急防災・減災事業、一般事業（出資金・貸付金、負担金）が、平成 24 年度においては学校教育施設等整備事業が新たに貸付対象となりました。

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応していくこととしております。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、長期貸付の貸付対象は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

#### (貸付けの種類)

当機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しております。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っております。

#### (貸付利率)

当機構の長期の貸付利率は、平成 24 年度同意（許可）債から、これまでの特別利率（基準利率－0.30%）及び臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率（基準利率－0.35%）に一本化し、基準利率及び機構特別利率の 2 種類となりました（平成 23 年度以前の同意（許可）債については、特別利率及び臨時特別利率が適用されます。）。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率より優遇し設定する機構特別利率が適用されます。

なお、当機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としており、機構特別利率（特別利率及び臨時特別利率を含む。）は、設立以来、財政融資資金利率と同水準となっております。

#### (償還期限)

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年 6 月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しております。

#### (貸付けの審査体制)

当機構では、地方債の同意（許可）手続きにより、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しております。

##### ・ 貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県及び政令指定都市からヒアリングを実施いたします。

##### ・ 貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査いたします。

##### ・ 貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握いたします。

(公営競技納付金等による利下げ)

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技(競輪、競馬、オートレース、競艇)の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しております。

最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりであります。

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
公営競技納付金(億円)	108	106	90	107	141	△80	85	66	38	37
地方公共団体健全化基金(億円)	8,606	8,675	8,739	8,843	8,996	8,946	9,069	9,158	9,198	9,225
公営競技開催権を有する団体数	299	293	260	225	210	210	210	206	203	201
納付団体数	212	205	190	180	161	142	85	64	61	28

(注) 平成20年度開催分の公営競技から、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日までに一括して納付することとなったため、納付制度の切り替えにあたる平成20年度の納付金は、マイナスとなっております。

## ②地方支援業務

地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的かつ効果的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つを支援の柱とする地方支援業務を実施いたしました。

### ・ 人材育成

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により資金調達に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を6月と9月の2回開催いたしました。

また、都道府県が開催する市町村職員向けの説明会や研修等の機会を活用し、機構職員を講師として派遣する出前講座を42箇所で開催いたしました。

### ・ 調査研究

地方公共団体の資金調達に関する調査研究を行い、地方金融に関する理解を広めるとともに、その成果を地方公共団体に還元していくことを目的として、東京大学と共催でフォーラムを8回開催いたしました。

### ・ 実務支援

地方公共団体のニーズに応じて、借入金利のスプレッド分析などの助言や資金調達に必要な知識の習得を目的とする教育訓練支援を実施するため、金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーを12団体へ派遣いたしました。

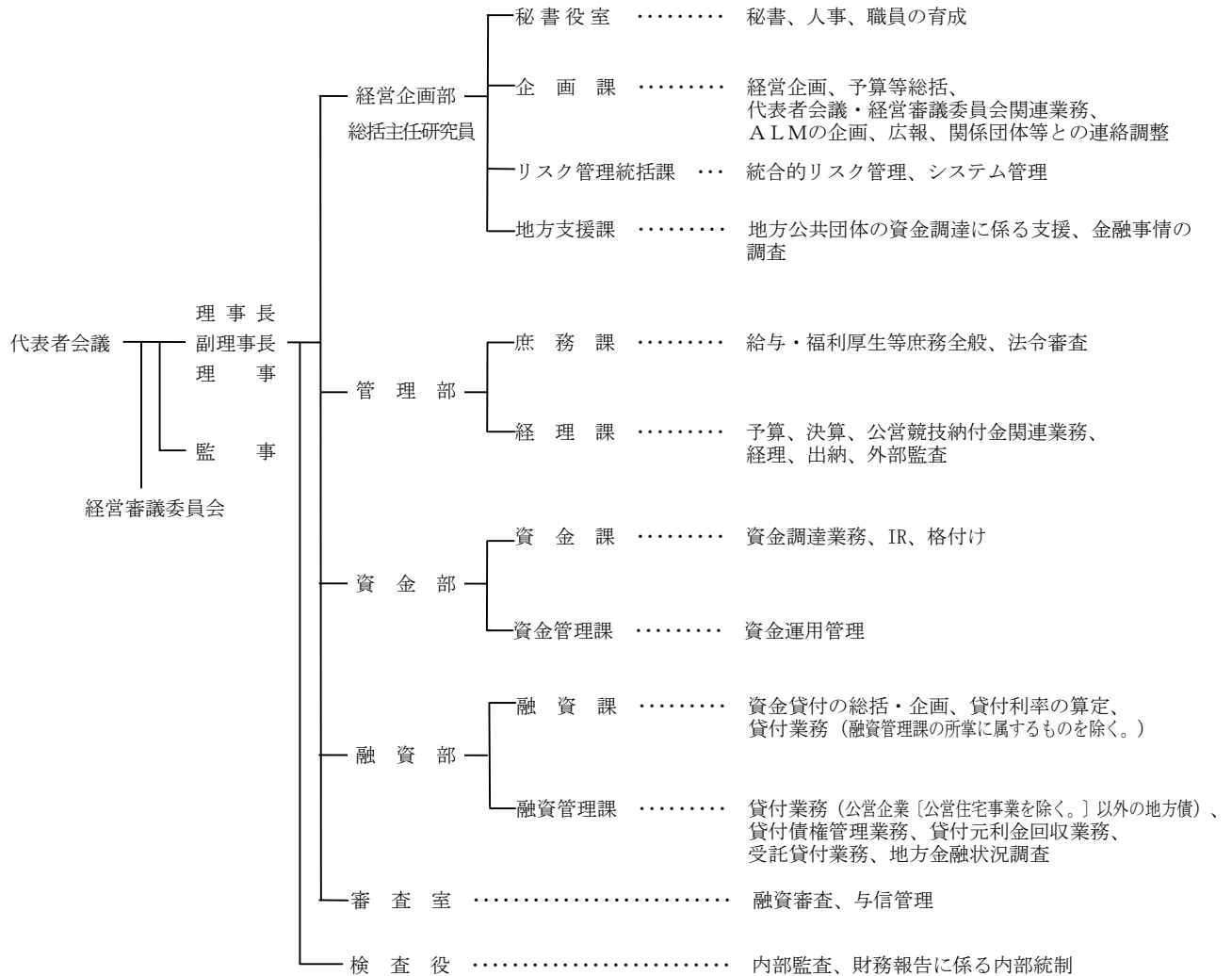
また、住民参加型市場公募地方債を新たに発行する団体への支援として、3団体から申請があり、訪問による支援や助成金の交付を行いました。

### ・ 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例をホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め、提供いたしました。



(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 25 年 3 月 31 日現在)



#### 4 【従業員の状況】

平成 25 年 3 月現在における当機構の職員数は、87 人となっております。なお、職員の給与については、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ①業績

当事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当事業年度の損益状況)

経常収益は4,871億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益4,856億円であります。また、経常費用は2,740億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用2,656億円であります。

この結果、経常利益は2,130億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れ及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額5,700億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額114億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額2,036億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金3,500億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は208億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆7,049億円、負債の部につきましては債券等の23兆5,913億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等1,135億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが4,295億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,636億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは3,462億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は4,192億円となりました。

#### ②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成24年度地方債計画については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権改革を推進し、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支対応分、東日本大震災に関連する事業分のそれぞれについて策定されました。

また、国の平成24年度補正予算(第1号)に追加計上された公共投資の円滑な実施や、「災害復旧事業」「緊急防災・減災事業」等における計画額の不足に対応し、平成25年3月1日に改定されました。

その結果、平成24年度の地方債計画は、通常収支対応分と東日本大震災に関連する事業分を合わせ総額15兆3,851億円規模とされ、そのうち一般会計債は6兆2,433億円、公営企業債は2兆5,935億円、公営企業借換債は300億円、被災施設借換債は150億円、臨時財政対策債は6兆1,333億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、公営企業借換債、被災施設借換債及び臨時財政対策債について、2兆4,396億円が計上されました。

(貸付計画)

平成24年度の貸付計画は、1兆8,010億円といたしました。

(貸付けの概況)

##### ・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、8,382件、1兆8,863億78百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、53.3%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

##### ・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

- ・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、23 億 54 百万円の貸付けを行いました。

（元利金回収及び貸付残高の状況）

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還（交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度 9 月 20 日及び 3 月 20 日に行っております。平成 24 年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金 401,762 件、1 兆 5,184 億 62 百万円、利息 469,468 件、4,831 億 48 百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金 1,931 件、866 億 92 百万円及びこれに伴う利息 994 件、18 百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、平成 24 年度公債費負担対策によるもの、東日本大震災により全部又は一部の財産が滅失したものに係るもの及び旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等であります。

平成 25 年 3 月末における公社貸付を含む長期貸付残高は 232,873 件、22 兆 6,686 億 34 百万円で、その事業別残高は 15 ページの表のとおりであります。

また、平成 25 年 3 月末における受託貸付残高は 23,896 件、3,312 億 69 百万円であります。

平成 24 年度地方債計画資金区分（改定後）  
（通常収支対応分）

（単位：億円）

項 目	平成 24 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	25,607	8,140	1,544	15,923
2 公営住宅建設事業	1,174	504	190	480
3 災害復旧事業	1,776	1,776		
4 緊急防災・減災事業				
5 教育・福祉施設等整備事業	4,734	2,521	275	1,938
(1) 学校教育施設等	1,820	1,108	159	553
(2) 社会福祉施設	203		116	87
(3) 一般廃棄物処理	1,021	859		162
(4) 一般補助施設等	1,090	554		536
(5) 施設（一般財源化分）	600			600
6 一般単独事業	15,511		2,813	12,698
(1) 一般	4,454		221	4,233
(2) 地域活性化	471		112	359
(3) 防災対策	951		227	724
(4) 地方道路等	2,385		523	1,862
(5) 旧合併特例	7,250		1,730	5,520
7 辺地及び過疎対策事業	3,542	3,154		388
(1) 辺地対策	427	427		
(2) 過疎対策	3,115	2,727		388
8 公共用地先行取得等事業	472			472
9 行政改革推進	2,400			2,400
10 調 整	100			100
計	55,316	16,095	4,822	34,399
二 公営企業債				
1 水道事業	4,068	1,979	1,674	415
2 工業用水道事業	308		190	118
3 交通事業	2,358	485	734	1,139
4 電気事業・ガス事業	70		70	
5 港湾整備事業	618	219	52	347
6 病院事業・介護サービス事業	3,374	1,336	921	1,117
7 市場事業・と畜場事業	759		182	577
8 地域開発事業	1,304			1,304
9 下水道事業	12,494	3,746	4,238	4,510
10 観光その他事業	131		16	115
計	25,484	7,765	8,077	9,642
合 計	80,800	23,860	12,899	44,041
三公営企業借換債	300		300	
四 被災施設借換債				
五 臨時財政対策債	61,333	17,170	7,187	36,976
六 退職手当債	3,700			3,700
総 計	146,133	41,030	20,386	84,717

平成 24 年度地方債計画資金区分（改定後）  
（東日本大震災に関連する事業分）

（1）東日本大震災復旧・復興事業

（単位：億円）

項 目	平成 24 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	123	89	34
災 害 復 旧 事 業	104	104	
一 般 単 独 事 業	71		71
計	298	193	105
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	10		10
病院事業・介護サービス事業	21	1	20
市場事業・と畜場事業	1		1
下水道事業	12	1	11
計	44	2	42
合 計	342	195	147
被 災 施 設 借 換 債	150		150
総 計	492	195	297

（2）緊急防災・減災事業

（単位：億円）

項 目	平成 24 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	178	129	49
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	6,641	3,173	3,468
計	6,819	3,302	3,517
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	239	129	110
工業用水道事業	1		1
病院事業・介護サービス事業	1		1
下水道事業	166	82	84
計	407	211	196
総 計	7,226	3,513	3,713

平成 24 年度地方債計画資金区分  
(通常収支対応分と東日本大震災に関連する事業分の合計)

(単位：億円)

項 目	平成 24 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	25,607	8,140	1,544	15,923
2 公営住宅建設事業	1,475	722	273	480
3 災害復旧事業	1,880	1,880		
4 緊急防災・減災事業	6,641	3,173	3,468	
5 教育・福祉施設等整備事業	4,734	2,521	275	1,938
(1) 学校教育施設等	1,820	1,108	159	553
(2) 社会福祉施設	203		116	87
(3) 一般廃棄物処理	1,021	859		162
(4) 一般補助施設等	1,090	554		536
(5) 施設(一般財源化分)	600			600
6 一般単独事業	15,582		2,895	12,698
(1) 一般	4,525		292	4,233
(2) 地域活性化	471		112	359
(3) 防災対策	951		227	724
(4) 地方道路等	2,385		523	1,862
(5) 旧合併特例	7,250		1,730	5,520
7 辺地及び過疎対策事業	3,542	3,154		388
(1) 辺地対策	427	427		
(2) 過疎対策	3,115	2,727		388
8 公共用地先行取得等事業	472			472
9 行政改革推進	2,400			2,400
10 調 整	100			100
計	62,433	19,590	8,444	34,399
二 公営企業債				
1 水道事業	4,317	2,108	1,794	415
2 工業用水道事業	309		191	118
3 交通事業	2,358	485	734	1,139
4 電気事業・ガス事業	70		70	
5 港湾整備事業	618	219	52	347
6 病院事業・介護サービス事業	3,396	1,337	942	1,117
7 市場事業・と畜場事業	760		183	577
8 地域開発事業	1,304			1,304
9 下水道事業	12,672	3,829	4,333	4,510
10 観光その他事業	131		16	115
計	25,935	7,978	8,315	9,642
合 計	88,368	27,568	16,759	44,041
三公営企業借換債	300		300	
四 被災施設借換債	150		150	
五 臨時財政対策債	61,333	17,170	7,187	36,976
六 退職手当債	3,700			3,700
総 計	153,851	44,738	24,396	84,717

## 平成 24 年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	平成 24 年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	42,800	55,410	2.9
公営住宅事業	16,700	15,068	0.8
緊急防災・減災事業	84,800	81,940	4.3
学校教育施設等整備事業	300	3,563	0.2
社会福祉施設整備事業	17,600	18,673	1.0
一般事業	9,700	9,495	0.5
地域活性化事業	7,700	9,385	0.5
防災対策事業	23,100	29,980	1.6
合併特例事業	149,600	180,762	9.6
地方道路等整備事業	92,900	98,900	5.2
計	445,100	503,176	26.7
臨時財政対策債	671,500	706,228	37.4
(一般会計債等分計)	1,116,600	1,209,404	64.1
公営企業債			
水道事業 (上水道)	123,300	126,292	6.7
(簡易水道)	13,300	12,232	0.6
交通事業 (一般交通)	4,000	1,049	0.1
(都市高速鉄道)	49,800	50,775	2.7
病院事業	75,400	89,621	4.8
下水道事業	337,600	323,832	17.2
工業用水道事業	13,700	10,605	0.6
電気事業 (水力発電を除く)	500	107	0.0
(水力発電)	800	1,589	0.1
ガス事業	5,100	3,217	0.2
介護サービス事業	1,800	829	0.0
市場事業	8,300	3,319	0.2
と畜場事業	600	1,571	0.1
駐車場事業	1,700	2,045	0.1
小 計	635,900	627,083	33.2
港湾整備事業	3,200	4,534	0.2
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	300	78	0.0
小 計	3,500	4,612	0.2
計	639,400	631,695	33.5
公営企業借換債	30,000	39,293	2.1
被災施設借換債	15,000	5,986	0.3
合 計	1,801,000	1,886,378	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成 24 年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	平成 24 年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	521,862	27.7
政令指定都市	200,980	10.7
市及び特別区	1,004,922	53.3
町村	127,811	6.8
企業団・組合等	30,803	1.6
計	1,886,378	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。



平成24年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	400,882	1,502,594	468,574	480,764
公社貸付	880	15,869	894	2,384
計	401,762	1,518,462	469,468	483,148
長期貸付繰上償還				
一般貸付	1,908	82,990	971	18
公社貸付	23	3,702	23	0
計	1,931	86,692	994	18
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	403,693	1,605,154	470,462	483,166

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成24年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	55,523	0.3	工業用水道事業	226,645	1.0
公営住宅事業	467,957	2.1	電気事業	49,332	0.2
緊急防災・減災事業	81,912	0.4	ガス事業	38,077	0.2
学校教育施設等整備事業	3,563	0.0	介護事業	24,822	0.1
社会福祉施設整備事業	34,318	0.2	市場事業	77,571	0.3
一般事業	30,428	0.1	と畜場整備事業	7,297	0.0
臨時河川等整備事業	151,859	0.7	駐車場整備事業	59,378	0.3
臨時高等学校整備事業	57,914	0.3	港湾整備事業	82,642	0.4
地方道路等整備事業	356,131	1.6	観光施設事業	4,426	0.0
臨時地方道整備事業	2,994,915	13.2	産業廃棄物処理事業	5,176	0.0
地域活性化事業	28,143	0.1	地域開発事業	7,048	0.0
防災対策事業	75,071	0.3	臨時財政対策債	2,653,941	11.7
合併特例事業	551,575	2.4	一般貸付計	22,567,812	99.6
水道事業	3,880,513	17.1	道路公社	100,823	0.4
一般交通事業	11,967	0.1	公社貸付計	100,823	0.4
高速鉄道事業	1,305,936	5.8	合計	22,668,634	100.0
病院事業	665,327	2.9			
下水道事業	8,578,402	37.8			

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

平成 24 年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	274	308,242	4,965	753,339	7,783	213,809	291	25,294	-	-	13,313	1,300,685
青森	221	45,080	1,902	234,391	1,381	47,469	103	13,375	-	-	3,607	340,315
岩手	232	65,608	2,710	265,399	797	33,257	74	4,254	-	-	3,813	368,518
宮城	404	136,841	4,702	390,236	2,641	59,726	127	10,489	15	1,734	7,889	599,027
秋田	224	33,733	4,472	227,263	1,144	15,898	3	21	-	-	5,843	276,916
山形	252	72,743	2,620	194,376	1,901	39,660	125	2,824	10	99	4,908	309,703
福島	353	74,241	3,503	270,610	3,047	62,246	191	23,717	3	262	7,097	431,076
茨城	474	116,889	6,115	378,726	1,270	39,270	208	18,699	4	660	8,071	554,245
栃木	203	49,593	3,254	234,348	840	27,195	7	3,588	10	704	4,314	315,427
群馬	283	64,488	3,571	211,087	1,767	41,113	22	5,454	-	-	5,643	322,142
埼玉	237	237,121	5,611	564,210	1,486	44,173	222	17,417	16	1,536	7,572	864,457
千葉	441	134,334	4,440	528,869	718	18,886	384	50,783	12	2,614	5,995	735,486
東京	141	205,975	1,791	251,308	199	5,435	25	16,553	-	-	2,156	479,271
神奈川	234	152,869	2,568	878,380	881	31,413	79	112,126	-	-	3,762	1,174,789
新潟	260	48,459	8,119	496,359	864	20,760	135	13,593	-	-	9,378	579,172
富山	280	48,083	3,559	260,882	481	22,973	128	12,697	16	757	4,464	345,392
石川	188	29,615	2,721	232,053	1,152	44,012	15	2,004	-	-	4,076	307,684
福井	259	56,945	2,046	125,482	912	17,938	69	4,089	-	-	3,286	204,454
山梨	149	48,366	3,062	123,905	1,067	18,575	148	6,231	2	188	4,428	197,265
長野	245	53,255	4,215	325,978	3,025	78,927	162	10,496	18	1,465	7,665	470,122
岐阜	189	127,226	4,286	241,428	1,156	36,636	3	211	-	-	5,634	405,501
静岡	370	85,016	4,664	391,517	594	19,939	69	15,428	16	1,193	5,713	513,093
愛知	300	193,246	5,106	730,965	824	24,836	117	6,822	54	38,002	6,401	993,871
三重	410	132,788	3,806	268,580	1,007	28,996	29	3,165	1	4	5,253	433,533
滋賀	224	69,790	4,078	237,694	538	14,110	69	4,150	6	270	4,915	326,014
京都	215	52,592	3,217	454,754	943	26,215	7	3,095	13	1,404	4,395	538,060
大阪	122	84,523	4,662	1,354,114	735	26,642	243	75,603	55	14,028	5,817	1,554,909
兵庫	317	321,827	7,156	899,226	1,742	77,378	453	75,200	62	8,243	9,730	1,381,874
奈良	259	108,612	2,201	149,487	1,660	47,943	11	248	4	1,731	4,135	308,021
和歌山	113	20,070	1,381	161,930	1,125	47,331	24	2,434	-	-	2,643	231,764
鳥取	237	40,624	1,269	96,634	1,795	48,439	18	727	-	-	3,319	186,425
島根	211	88,168	2,388	205,643	303	8,917	41	1,930	-	-	2,943	304,659
岡山	304	127,459	4,588	385,419	1,266	33,443	107	26,032	-	-	6,265	572,353
広島	374	127,797	4,236	534,991	905	31,011	2	868	17	8,800	5,534	703,466
山口	434	72,952	4,201	233,967	516	12,908	104	9,313	-	-	5,255	329,139
徳島	197	52,541	1,255	94,263	735	24,497	3	136	-	-	2,190	171,437
香川	243	33,463	2,067	113,790	779	19,544	7	680	-	-	3,096	167,477
愛媛	133	24,185	2,299	198,238	580	21,650	8	441	-	-	3,020	244,514
高知	153	64,747	1,332	127,503	579	15,757	6	11,976	4	69	2,074	220,052
福岡	111	103,156	4,228	871,994	1,695	85,497	225	23,149	30	15,751	6,289	1,099,547
佐賀	50	32,381	1,491	142,363	564	29,430	103	13,848	1	6	2,209	218,028
長崎	148	48,009	2,634	254,326	591	18,752	16	1,606	11	588	3,400	323,280
熊本	181	44,825	2,742	223,520	1,448	43,288	25	2,280	10	197	4,406	314,110
大分	128	31,299	2,168	148,097	134	4,310	-	-	-	-	2,430	183,706
宮崎	180	62,342	2,024	159,756	689	21,095	5	163	-	-	2,898	243,356
鹿児島	173	118,447	2,315	175,213	743	18,615	7	1,509	6	518	3,244	314,302
沖縄	231	82,054	1,318	107,062	802	19,173	34	1,708	-	-	2,385	209,996
合計	11,361	4,332,621	159,058	15,909,676	57,804	1,689,089	4,254	636,426	396	100,823	232,873	22,668,634

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(143件、46,542百万円)を含みます。  
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

### ③資金調達状況

平成24年度における地方金融機構債の発行総額は1兆4,967億円（額面）であり、その内訳は10年債4,850億円、20年債1,450億円、5年債600億円、スポット債として7年債200億円及び15年債150億円、FLIP 2,485億円、ユーロMTNプログラム2,232億円（円換算後）となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行額は10年債3,000億円（額面）となっております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債4,900億円（額面）、同6年債3,200億円（額面）、同4年債2,200億円（額面）を発行しました。

この結果、平成24年度末において、機構債券の発行残高は、18兆6,910億円（額面）、長期借入金の借入残高は300億円となっております。

なお、平成24年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりであります。

#### （注）スポット債

スポット債とは、10年、20年及び5年と異なる年限で、主幹事方式により発行するものです。

#### （注）FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

#### （注）ユーロMTNプログラム

ユーロMTNプログラムとは、ユーロ市場におけるMTN（Medium Term Note）プログラムであり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで債券発行を行うことができるプログラムです。

また、ユーロMTNプログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てにしております。

### 平成24年度債券発行状況

#### （地方金融機構債（公募国内債））

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第35回	10年	450	1.006	100	H24. 4. 19	H34. 4. 28
第36回	10年	400	0.892	100	H24. 5. 24	H34. 5. 27
第37回	10年	400	0.852	100	H24. 6. 28	H34. 6. 28
第38回	10年	400	0.835	100	H24. 7. 23	H34. 7. 28
第39回	10年	400	0.815	100	H24. 8. 20	H34. 8. 26
第40回	10年	400	0.825	100	H24. 9. 24	H34. 9. 28
第41回	10年	400	0.801	100	H24. 10. 22	H34. 10. 28
第42回	10年	400	0.801	100	H24. 11. 19	H34. 11. 28
第43回	10年	400	0.720	100	H24. 12. 20	H34. 12. 28
第44回	10年	400	0.791	100	H25. 1. 28	H35. 1. 27
第45回	10年	400	0.791	100	H25. 2. 25	H35. 2. 28
第46回	10年	400	0.678	100	H25. 3. 25	H35. 3. 28
第21回	20年	250	1.812	100	H24. 4. 19	H44. 4. 28
第22回	20年	200	1.687	100	H24. 6. 12	H44. 6. 28
第23回	20年	200	1.680	100	H24. 7. 23	H44. 7. 28
第24回	20年	200	1.702	100	H24. 9. 18	H44. 9. 28

第 25 回	20 年	200	1.701	100	H24. 10. 23	H44. 10. 28
第 26 回	20 年	200	1.724	100	H24. 12. 20	H44. 12. 28
第 27 回	20 年	200	1.785	100	H25. 1. 28	H45. 1. 28
第 9 回	5 年	200	0.340	100	H24. 4. 19	H29. 4. 28
第 10 回	5 年	200	0.280	100	H24. 5. 24	H29. 5. 26
第 11 回	5 年	200	0.230	100	H24. 10. 22	H29. 10. 27
第 1 回	7 年	200	0.446	100	H24. 8. 20	H31. 8. 28
第 1 回	15 年	150	1.334	100	H25. 1. 31	H40. 1. 28
F110 回	7 年	30	0.562	100	H24. 4. 26	H31. 4. 25
F111 回	9 年	200	0.891	100	H24. 4. 26	H33. 6. 18
F112 回	15 年	40	1.486	100	H24. 4. 26	H39. 4. 28
F113 回	6 年	40	0.449	100	H24. 4. 26	H30. 4. 26
F114 回	7 年	30	0.557	100	H24. 4. 26	H31. 3. 20
F115 回	12 年	60	1.186	100	H24. 4. 26	H36. 4. 26
F116 回	15 年	30	1.481	100	H24. 4. 26	H39. 4. 23
F117 回	18 年	30	1.698	100	H24. 4. 26	H42. 4. 26
F118 回	14 年	30	1.411	100	H24. 5. 1	H38. 6. 19
F119 回	15 年	40	1.533	100	H24. 5. 1	H39. 10. 26
F120 回	14 年	40	1.346	100	H24. 5. 30	H38. 8. 28
F121 回	15 年	40	1.414	100	H24. 5. 31	H39. 5. 28
F122 回	15 年	30	1.412	100	H24. 5. 31	H39. 6. 18
F123 回	18 年	30	1.600	100	H24. 5. 31	H42. 3. 19
F124 回	15 年	60	1.418	100	H24. 6. 4	H39. 6. 4
F125 回	17 年	30	1.620	100	H24. 6. 4	H41. 11. 28
F126 回	9 年	200	0.707	100	H24. 7. 26	H33. 9. 21
F127 回	11 年	30	0.917	100	H24. 7. 30	H35. 12. 20
F128 回	12 年	35	1.024	100	H24. 7. 30	H36. 12. 20
F129 回	13 年	30	1.070	100	H24. 7. 31	H37. 7. 29
F130 回	15 年	50	1.275	100	H24. 7. 31	H39. 7. 28
F131 回	19 年	45	1.546	100	H24. 7. 30	H43. 7. 30
F132 回	13 年	40	1.090	100	H24. 7. 30	H37. 7. 30
F133 回	14 年	50	1.231	100	H24. 7. 30	H38. 11. 27
F134 回	16 年	30	1.348	100	H24. 7. 30	H40. 3. 17
F135 回	8 年	30	0.525	100	H24. 7. 31	H32. 9. 18
F136 回	13 年	30	1.065	100	H24. 7. 31	H37. 7. 31
F137 回	15 年	45	1.222	100	H24. 7. 31	H39. 3. 5
F138 回	12 年	30	0.983	100	H24. 8. 1	H36. 9. 20

F139回	13年	40	1.082	100	H24. 8. 1	H37. 9. 19
F140回	6年	200	0.343	100	H24. 9. 20	H30. 9. 20
F141回	9年	200	0.746	100	H24. 10. 30	H33. 12. 20
F142回	12年	30	1.016	100	H24. 10. 31	H36. 11. 28
F143回	15年	55	1.351	100	H24. 10. 30	H39. 8. 25
F144回	8年	30	0.562	100	H24. 10. 31	H32. 10. 28
F145回	12年	30	1.059	100	H24. 10. 31	H37. 3. 19
F146回	13年	30	1.134	100	H24. 10. 31	H37. 10. 28
F147回	14年	45	1.291	100	H24. 10. 31	H39. 3. 19
F148回	19年	35	1.689	100	H24. 10. 31	H44. 1. 30
F149回	13年	60	1.145	100	H24. 11. 1	H37. 12. 19
F150回	14年	40	1.238	100	H24. 11. 5	H38. 11. 5
F151回	15年	35	1.348	100	H24. 11. 5	H39. 11. 5
F152回	16年	50	1.438	100	H24. 11. 1	H40. 11. 1
F153回	9年	200	0.689	100	H25. 1. 31	H34. 3. 18

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (ユーロ MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円)※				
第29回	5年	3.27億米\$	261	3m USD Libor + 65bp	100	H24. 5. 22	H29. 5. 22
第30回	7年	1.3億米\$	104	3m USD Libor + 70bp	100	H24. 6. 6	H31. 6. 6
第31回	5年	10億米\$	784	1.500%	100	H24. 9. 12	H29. 9. 12
第32回	5年	1億米\$	80	3m USD Libor + 52bp	100	H24. 11. 7	H29. 11. 7
第33回	5年	10億米\$	906	1.375%	99.544	H25. 2. 5	H30. 2. 5
第34回	5年	1億豪\$	98	3.65%	99.99	H25. 3. 25	H30. 3. 23

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第27回	10年	300	1.02	100	H24. 4. 19	H34. 4. 19
A号第28回	10年	200	0.93	100	H24. 5. 24	H34. 5. 24

A 号第 29 回	10 年	300	0.87	100	H24. 6. 28	H34. 6. 28
A 号第 30 回	10 年	300	0.86	100	H24. 7. 23	H34. 7. 22
A 号第 31 回	10 年	300	0.87	100	H24. 8. 20	H34. 8. 19
A 号第 32 回	10 年	300	0.85	100	H24. 9. 24	H34. 9. 22
A 号第 33 回	10 年	200	0.82	100	H24. 10. 22	H34. 10. 21
A 号第 34 回	10 年	200	0.82	100	H24. 11. 19	H34. 11. 18
A 号第 35 回	10 年	200	0.76	100	H24. 12. 20	H34. 12. 20
A 号第 36 回	10 年	200	0.81	100	H25. 1. 28	H35. 1. 27
A 号第 37 回	10 年	300	0.81	100	H25. 2. 25	H35. 2. 24
A 号第 38 回	10 年	200	0.69	100	H25. 3. 25	H35. 3. 24

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第 35 回	10 年	450	0.977	100	H24. 4. 23	H34. 4. 22
第 36 回	10 年	450	0.901	100	H24. 5. 21	H34. 5. 20
第 37 回	10 年	400	0.895	100	H24. 6. 18	H34. 6. 17
第 38 回	10 年	400	0.839	100	H24. 7. 17	H34. 7. 15
第 39 回	10 年	400	0.801	100	H24. 8. 15	H34. 8. 15
第 40 回	10 年	400	0.819	100	H24. 9. 18	H34. 9. 16
第 41 回	10 年	400	0.791	100	H24. 10. 18	H34. 10. 18
第 42 回	10 年	400	0.805	100	H24. 11. 14	H34. 11. 14
第 43 回	10 年	400	0.734	100	H24. 12. 17	H34. 12. 16
第 44 回	10 年	400	0.834	100	H25. 1. 22	H35. 1. 20
第 45 回	10 年	400	0.815	100	H25. 2. 19	H35. 2. 17
第 46 回	10 年	400	0.668	100	H25. 3. 18	H35. 3. 17
第 5 回	6 年	800	0.383	100	H24. 4. 26	H30. 4. 26
第 6 回	6 年	800	0.245	100	H24. 7. 30	H30. 7. 30
第 7 回	6 年	800	0.250	100	H24. 10. 29	H30. 10. 29
第 8 回	6 年	800	0.199	100	H25. 1. 29	H31. 1. 29
第 1 回	4 年	550	0.151	100	H24. 5. 28	H28. 5. 27
第 2 回	4 年	550	0.130	100	H24. 8. 30	H28. 8. 30
第 3 回	4 年	550	0.130	100	H24. 11. 26	H28. 11. 25
第 4 回	4 年	550	0.093	100	H25. 2. 26	H29. 2. 24

償還方法：満期一括償還

## 2【対処すべき課題】

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成25年度事業実施方針並びに平成25年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

## ①平成 25 年度事業実施方針

平成 25 年度の地方公共団体金融機構の事業実施については、東日本大震災からの復旧・復興、全国的な防災対策、地域活性化への取組、インフラの整備・更新等地域の課題に対応した様々な事業に対し、機構資金を安定的に供給することが求められている。

また、順調な経営状況を踏まえ、公庫債権金利変動準備金について昨年度に引き続き、今年度 6,500 億円を法律の規定に基づき国庫納付を行い、地方交付税を通じて地方財政に貢献することとなっている。

こうした状況を踏まえ、今年度においても多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方公共団体における民間金融機関等からの資金調達等に関し積極的な支援を実施できるよう体制を強化し、「地方の、地方による、地方のための」機構としてその使命を十分に果たすことを目指す。

### I 平成 25 年度の貸付けについて

#### 1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

特に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた地方公共団体の取組をできる限り支援するとともに、大震災を教訓として全国的に展開される防災・減災等の事業を引き続き積極的に推進する。

#### 2. 平成 25 年度貸付計画の概要

平成 25 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 19,601 億円、東日本大震災分 2,119 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、19,800 億円を計上する（平成 24 年度貸付計画額 18,010 億円から 1,790 億円、9.9%の増。詳細は表 1 のとおり）。

##### (1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業債、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債及び緊急防災・減災事業債、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債、旧緊急防災・減災事業債、全国防災事業債、学校教育施設等整備事業債及び社会福祉施設整備事業債の事業種別に応じ、所要額を計上する。

また、一般事業債において、施設建替え復旧関連事業を新たに貸付対象とする。

##### (2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

##### (3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

##### (4) 被災施設借換債の確保

下記 5 のとおり、旧公営企業金融公庫資金及び機構資金に係る被災施設借換債について、50 億円を計上する。

##### (5) 特定被災地方公共団体借換債の確保

下記 6 のとおり、旧公営企業金融公庫資金に係る特定被災地方公共団体借換債について、1,280 億円を計上する。

#### 3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

#### 4. 審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。



また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握など与信管理の一層の充実を図る。

5. 被災繰上償還のための借換債

旧公営企業金融公庫資金及び機構資金によって取得した施設が東日本大震災等により滅失し繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる被災施設借換債に機構資金の貸付けを行う（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

6. 特定被災地方公共団体における借換債

東日本大震災の特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、平成 25 年度限りの措置として、年利 4 % 以上の旧公営企業金融公庫資金について補償金免除繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる特定被災地方公共団体借換債に機構資金の貸付けを行う。

平成25年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名	区分	平成25年度	平成24年度	差引		増減率	【参考】
		計画額 (A)	計画額 (B)	(A) - (B)	(C)	(C) / (B) × 100	平成25年度 地方債 計画計上額
一般会計債	公共事業等	632	428	204		47.7	900
	公営住宅事業	177	167	10		6.0	230
	旧緊急防災・減災事業	1,998	848	1,150		135.6	-
	全国防災事業	4	-	4		皆増	153
	学校教育施設等整備事業	67	3	64		2,133.3	112
	社会福祉施設整備事業	150	176	△ 26		△ 14.8	149
	一般事業	95	97	△ 2		△ 2.1	186
	地域活性化事業	57	77	△ 20		△ 26.0	84
	防災対策事業	181	231	△ 50		△ 21.6	194
	地方道路等整備事業	514	929	△ 415		△ 44.7	448
	合併特例事業	1,582	1,495	87		5.8	1,307
	緊急防災・減災事業	29	-	29		皆増	1,267
	計	5,486	4,451	1,035		23.3	5,030
臨時財政対策債		6,719	6,715	4		0.1	7,271
(一般会計債等分計)		12,205	11,166	1,039		9.3	12,301
公営企業債	水道事業(上水道)	1,275	1,233	42		3.4	1,454
	水道事業(簡易水道)	126	133	△ 7		△ 5.3	144
	交通事業(一般交通)	28	40	△ 12		△ 30.0	37
	交通事業(都市高速鉄道)	389	498	△ 109		△ 21.9	520
	病院事業	780	754	26		3.4	967
	下水道事業	3,342	3,376	△ 34		△ 1.0	4,006
	工業用水道事業	118	137	△ 19		△ 13.9	145
	電気事業	17	13	4		30.8	23
	ガス事業	68	51	17		33.3	92
	介護サービス事業	20	18	2		11.1	25
	市場事業	49	83	△ 34		△ 41.0	68
	と畜場事業	6	6	0		0.0	8
	駐車場事業	17	17	0		0.0	9
	小計	6,235	6,359	△ 124		△ 1.9	7,498
	港湾整備事業	29	32	△ 3		△ 9.4	40
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1	3	△ 2		△ 66.7	1
	小計	30	35	△ 5		△ 14.3	41
計	6,265	6,394	△ 129		△ 2.0	7,539	
公営企業借換債		-	300	△ 300		皆減	-
被災施設借換債		50	150	△ 100		△ 66.7	50
特定被災地方公共団体借換債		1,280	-	1,280		皆増	1,830
計		19,800	18,010	1,790		9.9	21,720

注1) 事業等名は、平成25年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計3,530億円を計上した。

## Ⅱ 平成 25 年度の資金調達について

### 1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

### 2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

#### (1) 資金調達手段の多様化

##### ① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

##### ② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。国内債については、特に 10 年債を定例的に発行するとともに、F L I P (Flexible Issuance Program) による機動的な債券発行を行うほか、国外債については、ベンチマーク債を継続的に発行する。

##### ③ 多様な市場における債券発行

J F M ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

#### (2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

##### ① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

##### ② 積極的な I R の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認を維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の I R を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する I R についても積極的に実施する。

##### ③ 半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の債券発行計画を策定し公表するとともに、年度中の 9 月においても下半期の債券発行計画を公表する。

#### (3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

### 3. 平成 25 年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、平成 25 年度においては、表 2 のとおり公募債を 12,000 億円発行する予定。また、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券を 3,000 億円発行する予定。

(2) 公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 25 年度においては、公庫債権金利変動準備金 6,500 億円を国に納付するために必要な資金について、政府保証債の発行により確保することも踏まえ、表 2 のとおり 12,800 億円を発行する予定。

(表 2)

### 平成 25 年度債券発行計画

#### 1. 地方金融機構債

##### (1) 公募債

債券の種類	平成 25 年度	平成 24 年度
国内債	9,800 億円	9,700 億円
10 年債	4,800 億円	4,500 億円
20 年債	1,200 億円	1,600 億円
5 年債	500 億円	800 億円
スポット債	500 億円	2,800 億円
FLIP	2,800 億円	
国外債	2,200 億円	1,300 億円
計	12,000 億円	(注) 11,000 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

(注) 平成 24 年度の年間発行予定額は、平成 24 年 11 月に 12,000 億円以内に見直している。

##### (2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	平成 25 年度	平成 24 年度
10 年債	3,000 億円	3,000 億円

#### 2. 政府保証債

債券の種類	平成 25 年度	平成 24 年度
10 年債	6,800 億円	4,900 億円
8 年債	2,000 億円	—
6 年債	2,900 億円	3,200 億円
4 年債	1,100 億円	2,200 億円
計	12,800 億円	10,300 億円

※国の平成 25 年度予算案成立が前提。

### III 平成 25 年度のリスク管理及び内部統制について

#### 1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

## 2. リスク管理の基本スタンス

### (1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

### (2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達に10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆転となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

### (3) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払いと融資）を着実に実施できる体制を確保する。

## 3. 内部統制の基本スタンス

機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

## IV 平成25年度の地方支援業務について

### 1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、民間金融機関等からの資金調達などに関し、必要な支援を実施する。

### 2. 平成25年度地方支援業務の概要

人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の4つを業務の柱とする。

近年、地方公共団体のニーズが複雑・多様化するとともに、支援要請件数が増加していることを踏まえ、金融専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーを増員するなど支援体制を強化するとともに、支援内容の一層の充実を図る。

#### (1) 人材育成

地方公共団体の職員が、各団体において、最適な資金調達・資金運用を実現する上で必要不可欠な金融知識を習得するための研修会や出前講座を実施する。

##### ① 研修会の開催

資金調達・資金運用に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修会を、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催等により実施する。

##### ② 出前講座の開催

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を実施する。

##### ③ 実務テキスト

資金調達等に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、ホームページ等を通じて公表する。

## (2) 調査研究

地方公共団体の資金調達等や地方財政における金融の意義・役割など、地方金融に関する総合的な研究を実施し、その成果を地方公共団体へ還元する。

### ① 調査研究の実施

研究者、シンクタンク等との連携強化を図りつつ、地方公共団体の業務向上に資するテーマについて調査研究を実施する。

### ② フォーラム等の開催

地方公共団体の資金調達等のあり方など地方金融に関する総合的な研究を推進するため、東京大学と共同で平成 22 年度下半期から平成 25 年度上半期まで開設した寄付講座について、平成 27 年度末まで延長するとともに、その研究や議論の成果を地方公共団体に還元するため、引き続き、フォーラム等を開催する。

## (3) 実務支援

地方公共団体からの資金調達等に関する支援要請に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する専門家の派遣などにより、きめ細かな支援を提供する。

### ① 資金調達に係る実務支援

地方公共団体が抱える資金調達・資金運用に係る具体的な課題や疑問に対して、自治体ファイナンス・アドバイザーが、電話やメール、訪問などの方法によって個別に助言を行う。

### ② 住民参加型市場公募地方債発行支援

住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

### ③ 地方公営企業会計制度見直し支援

都道府県等が開催する実務相談会に対し、公認会計士等の専門家を派遣することなどを通じ、平成 26 年度予算・決算から適用される新会計基準への円滑な移行を支援する。

## (4) 情報発信

ホームページやリーフレットなどを効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う上で参考となる経済・金融データ、金融知識、事例などを提供する。加えて、地方公共団体のニーズを掘り起こし、地方支援業務のさらなる充実を図る。

## V 平成 25 年度のシステム投資について

### 1. 基本的な考え方

「公庫から機構への安定的なシステム移行」が終了したことから、業務の拡充・高度化に対応した効率的かつ合理的なシステムを確立するため、業務フローの見直しと併せたシステムの抜本的見直しを行い、平成 26 年 7 月の新システムへの完全移行を目標に、取組を進める。

### 2. 平成 25 年度システム投資方針

平成 23 年度に策定した「業務・システムの抜本的見直し計画」に沿って、順次システム開発を進めており、平成 25 年度においては、平成 24 年度に確定した新システムの要件定義に基づき作成・テストを行う。

なお、当該計画以外の個別のシステム改修については、制度改正への対応等、必要最小限のものとする。

## VI 平成 25 年度の組織・体制について

### 1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の充実強化を図る。

### 2. 平成 25 年度における組織・体制の充実強化

(1) 地方支援業務を本格展開して約 2 年経過するが、地方支援業務に対する地方公共団体のニーズが複雑・多様化するとともに、要請件数も増加していることに伴い、一層きめ細かな支援を行うため、従来の「経営企画部地方支援課」を改組して「地方支援部」を設置し、同部内に「調査企画課」及び「ファイナンス支援課」を置く。

- (2) 高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに地方三団体の協力を得て、地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。  
また、機構職員に対してO J T研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

②平成25年度事業計画

- 1 平成25年度における貸付金は、1,980,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 平成25年度における貸付回収金は、1,718,424百万円を予定している。
- 3 平成25年度における地方公共団体金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会の引受による債券）1,500,000百万円、政府保証機構債1,280,000百万円、合計2,780,000百万円を予定しており、種類別の債券発行計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 平成25年度における債券償還金は、2,164,070百万円を予定している。
- 5 平成25年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の実施を予定している。
- 6 平成25年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,242百万円を予定している。

(別紙1)

平成25年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	632
公営住宅事業	177
旧緊急防災・減災事業	1,998
全国防災事業	4
学校教育施設等整備事業	67
社会福祉施設整備事業	150
一般事業	95
地域活性化事業	57
防災対策事業	181
地方道路等整備事業	514
合併特例事業	1,582
緊急防災・減災事業	29
計	5,486
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,275
水道事業（簡易水道）	126
交通事業（一般交通）	28
交通事業（都市高速鉄道）	389
病院事業	780
下水道事業	3,342
工業用水道事業	118
電気事業	17
ガス事業	68
介護サービス事業	20
市場事業	49
と畜場事業	6
駐車場事業	17
港湾整備事業	29
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1
計	6,265
被災施設借換債	50
特定被災地方公共団体借換債	1,280
臨時財政対策債	6,719
合    計	19,800

(別紙2)

平成25年度 債券発行計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	発行計画額
国内債	9,800 億円
10年債	4,800 億円
20年債	1,200 億円
5年債	500 億円
スポット債	500 億円
FLIP	2,800 億円
国外債	2,200 億円
計	12,000 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	発行計画額
10年債	3,000 億円

2 政府保証債

債券の種類	発行計画額
10年債	6,800 億円
8年債	2,000 億円
6年債	2,900 億円
4年債	1,100 億円
計	12,800 億円

③平成25年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	5,064,385
貸付金	1,980,000
債券償還金	2,164,070
事業損金	268,711
事務費	2,191
支払利息	259,838
債券発行費	6,378
元利金支払手数料	303
固定資産取得費	1,594
国庫納付金	650,000
その他	11
資金収入合計	4,961,519
貸付回収金	1,718,424
地方公共団体金融機構債券	2,780,000
事業益金	458,372
公営競技納付金	3,500
雑収入	1,223
資金収支差額(資金収入－資金支出)	△102,867
前期末現金預け金等	1,021,816
期末現金預け金等	918,950

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。  
2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。



④平成25年度予算

平成 25 年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券の限度額は、3,155,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項に規定する地方公共団体金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金をすることができる。

2. 平成25年度 予定損益計算書

（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	460,895
資金運用収益	458,863
貸付金利息	457,772
有価証券利息及び預け金利息	636
その他の受入利息	456
役務取引等収益	117
その他経常収益	1,915
地方公共団体健全化基金受入額	1,900
その他の経常収益	15
経常費用	272,334
資金調達費用	263,156
債券利息	262,949
借入金利息	207
役務取引等費用	289
その他業務費用	6,074
営業経費	2,815
人件費	860
業務費	1,160
その他の営業経費	795
経常利益	188,561
特別利益	880,494
公庫債権金利変動準備金取崩額	870,000
利差補てん積立金取崩額	10,494
特別損失	1,040,702
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	170,702
国庫納付金	650,000
当期純利益	28,354

（注） 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成25年度 予定貸借対照表  
(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,927,448	債券	19,295,283
有価証券及び現金預け金	918,950	借入金	30,000
その他資産	12,496	その他負債	13,116
有形固定資産及び無形固定資産	5,127	地方公共団体健全化基金	924,132
		基本地方公共団体健全化基金	919,198
		組入地方公共団体健全化基金	4,934
		特別法上の準備金等	3,457,526
		金利変動準備金	1,320,000
		公庫債権金利変動準備金	2,072,216
		利差補てん積立金	65,310
		負債の部合計	23,720,058
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	78,404
		一般勘定積立金	78,404
		評価・換算差額等	△ 4,708
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	143,963
資産の部合計	23,864,020	負債及び純資産の部合計	23,864,020

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画（平成25年度～平成27年度）

(単位：億円)

科 目	25年度計画	26年度計画	27年度計画
経常収益	4,610	4,470	4,430
経常費用	2,720	2,660	2,680
経常利益	1,890	1,820	1,740
特別損益	△1,600	△1,430	△1,270
当期純利益	280	390	470

(注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2. 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

### 3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当機構が判断したものであります。

#### (1) 信用リスクについて

##### ①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で22兆6,686億円となっておりますが、そのうち0.4%程度の1,008億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。当機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の0.1%程度となっております。

##### ②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

#### (2) 市場リスクについて

##### ①金利リスク

当機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当事業年度末の金利変動準備金は、一般勘定で1兆1,000億円、管理勘定で2兆7,712億円、両勘定合計で3兆8,712億円となっております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1)アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね20%以下、(2)デュレーションギャップをおおむね2年以下とする中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。機構が業務を開始して、まだ、4年半しか経過しておらず、資産・負債と

も、管理勘定に比して小規模ではありますが、平成 24 年度末のアウトライヤー比率は 20.3%、デュレーションギャップは 1.11 年であり、管理目標の範囲内となっております。

- ・公庫時代に貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べ大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり金利変動準備金として 2 兆 7,712 億円を積み立てております。また、平成 20 年 10 月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、機構法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。これを行ったとしても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

(参考) 平成 24 年度末

一般勘定	・貸付デュレーション 9.72 年・債券（資金調達）デュレーション 8.61 年・デュレーションギャップ 1.11 年（前年比+0.14 年）
管理勘定	・貸付デュレーション 6.70 年・債券（資金調達）デュレーション 4.33 年・デュレーションギャップ 2.37 年（前年比△0.05 年）
機構全体	・貸付デュレーション 7.63 年・債券（資金調達）デュレーション 5.58 年・デュレーションギャップ 2.05 年（前年比△0.11 年）

また、当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。このようなリスクに対しては、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

## ②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元金金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元金の変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

## (3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

## (4) オペレーショナルリスク

### ①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生防止に努めております。

### ②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

### ③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

### (5) 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合もしくは受けたとの情報を得た場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

## 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当機構の財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 (1) 【財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

### (2) 当事業年度の経営成績の分析

#### (当事業年度の損益状況)

経常収益は4,871億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益4,856億円であります。また、経常費用は2,740億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用2,656億円であります。

この結果、経常利益は2,130億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れ及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額5,700億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額114億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額2,036億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金3,500億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は208億円となっております。

#### (当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆7,049億円、負債の部につきましては債券等の23兆5,913億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等1,135億円を計上しております。

#### (キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが4,295億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,636億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは3,462億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は4,192億円となりました。

#### (自己査定結果)

当機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っております。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりであります。

・平成 24 年度末自己査定結果

(単位：百万円)

自己査定による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0	破産債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0		延滞債権 0
破綻懸念先 0	危険債権 0	
0	要管理債権 0	
----- 要注意先 ----- 14, 290 (0. 06%)	正常債権 22, 682, 388 (100. 00%)	
正常先 86, 591 (0. 38%)		
非区分 (地方公共団体) 22, 581, 506 (99. 56%)		
総計 22, 682, 388	総計 22, 682, 388	総計 0

(注) 1. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金であります。(金額は平成 24 年度末)

2. ( ) 内の数値は総計に対する構成比であります。

・健全化判断比率に基づく当事業年度末貸付残高の分類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の健全化判断比率（平成 23 年度決算ベース）に基づき、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高を分類

（単位：百万円）

団体区分	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生団体	1	0.05%	3,006	0.01%
財政健全化団体	2	0.10%	28,960	0.13%
その他の団体	1,777	86.05%	21,899,420	97.04%
都道府県及び市区町村合計（A）	1,780	86.20%	21,931,386	97.18%
一部事務組合等（B）	285	13.80%	636,426	2.82%
計（A+B）	2,065	100.00%	22,567,812	100.00%

（注）1. 貸付残高の数値は、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高（公営企業債を含む。）であり、地方道路公社に係る残高は含んでおりません。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分（地方公共団体）との相違は、自己査定結果には未収利息が含まれていることによります。

2. 「財政再生団体」とは、地方公共団体の平成 23 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち、いずれか 1 つ以上が財政再生基準以上の団体であります。

3. 「財政健全化団体」とは、地方公共団体の平成 23 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、いずれか 1 つ以上が早期健全化基準以上の団体であります。

4. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

### 第 3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当機構では、当事業年度において次の設備を取得いたしました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア等	126
二子玉川住宅	東京都世田谷区	舎宅	435

#### 2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

法人名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	ソフト ウェア	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当機構	主たる事 務所等	東京都千代 田区ほか	事務室等 ・舎宅	5,055	1,994	908	49	400	3,353	87

（注）動産には、機械器具備品、車両運搬具、リース資産を含んでおります。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は、次のとおりであります。

(1) 新設

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支 払額			
当機構	主たる事 務所	東京都千代 田区	新設	ソフトウェ ア	1,288	373	自己資金	H24.10	H26.8

(2) 除却、売却等

記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

## 第4【機構の状況】

### 1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされており、また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされています。

当事業年度末の出資金については、次のとおりであります。

(平成25年3月31日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	812	9,193,000
町村等	931	1,042,100
合計	1,790	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされています。

### 2【役員の状況】

(平成25年4月1日現在)

役員	氏名	就任年月日	経歴
理事長	渡邊 雄司	平成23年8月1日 任期： 平成23年8月1日 ～ 平成26年7月31日	昭和42年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長 平成15年10月 興和不動産株式会社代表取締役社長 平成16年9月 公営企業金融公庫総裁 平成20年8月 地方公営企業等金融機構理事長 平成21年6月 地方公共団体金融機構理事長
副理事長	—	—	—
理事	兵谷 芳康	平成24年10月1日 任期： 平成24年10月1日 ～ 平成26年9月30日	昭和57年4月 自治省入省 平成15年4月 総務省自治財政局公営企業課公営企業経営企画室長 平成19年7月 総務省消防庁国民保護・防災部参事官 平成20年6月 熊本県副知事 平成24年6月 地方公共団体金融機構経営企画部長 平成24年9月 地方公共団体金融機構理事
理事	志村 仁	平成25年4月1日 任期： 平成25年4月1日 ～ 平成26年9月30日	昭和59年4月 大蔵省入省 平成18年6月 在ニューヨーク総領事館領事(財務部長) 平成20年7月 金融庁総務企画局参事官兼国際室長 平成22年7月 内閣官房内閣情報調査室参事官(経済主幹) 平成24年7月 財務省関東財務局金融安定監理官 平成25年4月 地方公共団体金融機構理事



理事 (非常勤)	疋田 慶一	平成24年10月1日 任期： 平成24年10月1日 ～ 平成26年9月30日	昭和46年4月 北九州市入庁 平成8年4月 北九州市財政局財務部長 平成14年4月 北九州市交通事業管理者・交通局長 平成19年4月 北九州市会計室長 平成22年10月 地方公共団体金融機構理事（非常勤）
監事	石川 裕	平成24年10月1日 任期： 平成24年10月1日 ～ 平成26年9月30日	昭和56年4月 農林水産省入省 平成12年1月 山梨県農政部長 平成20年4月 農林水産省農村振興局総務課長 平成20年10月 株式会社日本政策金融公庫特別参与 平成23年7月 国土交通省大臣官房審議官兼水管理・国土保全局 平成24年10月 地方公共団体金融機構監事
監事 (非常勤)	浜川 雅春	平成24年8月1日 任期： 平成24年8月1日 ～ 平成26年7月31日	昭和44年7月 株式会社東京銀行入行 平成12年6月 株式会社東京三菱銀行常務取締役 平成16年6月 兼松株式会社代表取締役副社長 平成19年6月 兼松株式会社代表取締役会長 平成24年8月 地方公共団体金融機構監事（非常勤）

### 3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

##### ※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切ナリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としております。

#### ①機構の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### イ. 機構の機関の基本説明

###### (代表者会議)

当機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられております。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（3名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれております。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況を報告させたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しております。

なお、平成25年3月31日現在の代表者会議委員は次のとおりであります。

###### (地方公共団体の代表者)

伊藤祐一郎（鹿児島県知事）（議長）

森 民夫（新潟県長岡市長）

藤原 忠彦（長野県川上村長）

###### (外部の学識経験者)

小幡 純子（上智大学法科大学院教授）

堀場 勇夫（青山学院大学教授）

森田富治郎（日本経団連21世紀政策研究所所長・第一生命保険(株)特別顧問）

###### (経営審議委員会)

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられております。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされております。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について意見具申を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求め

ることができるかとされております。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、平成 25 年 3 月 31 日現在の経営審議委員会委員は次のとおりであります。

- 栢森 哲也 (元(株)時事通信社取締役)
- 篠崎 由紀子 ((株)都市生活研究所代表取締役)
- 鈴木 豊 (青山学院大学大学院教授・公認会計士)
- 勢一 智子 (西南学院大学教授)
- 林 宜嗣 (関西学院大学教授)(委員長)
- 米田 保晴 (信州大学法科大学院教授)

(会計監査人)

当機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要であります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査が義務づけられております。

(役員)

当機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以内及び監事 2 人を置くこととされております。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しております。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

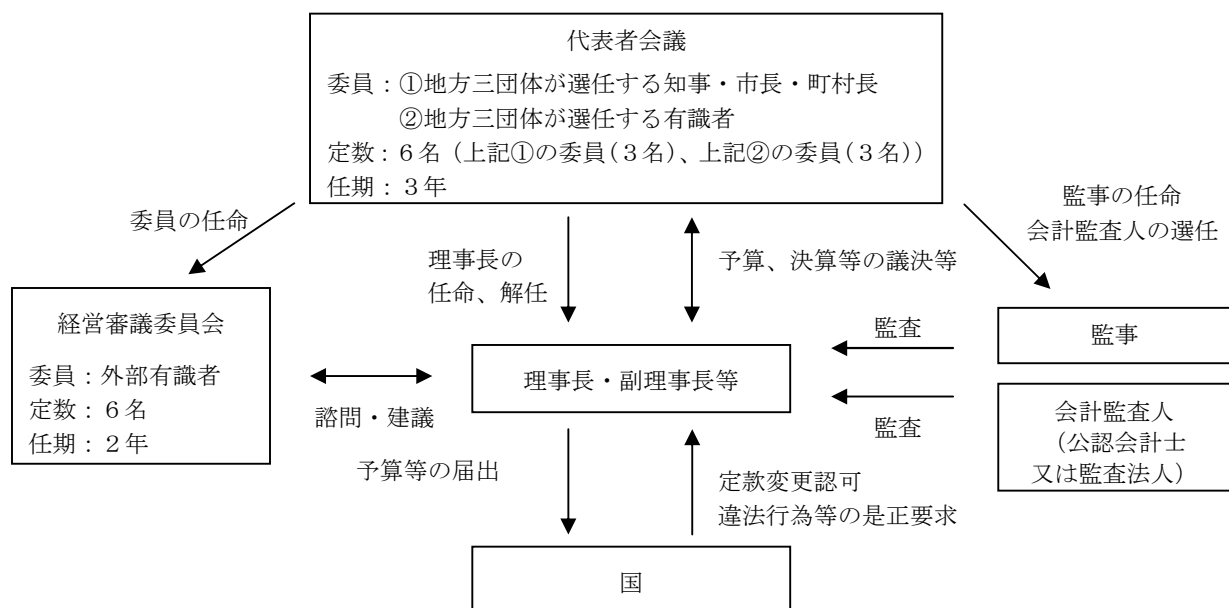
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第 21 条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(総務大臣等の認可事項)

定款の変更については、機構法第 5 条第 2 項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

ただし、機構法附則第 9 条第 1 項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務)を実施するための計画(公庫債権管理計画)を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



## ロ. 内部統制システムの整備の状況

当機構は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財務会計省令」という。）に基づき、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を構築し、適正な整備・運用に努めることとされております。また、財務会計省令に基づき、事業年度の末日（3 月 31 日）を基準日として、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表することとなっております。

当機構では、機構の業務全般に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行い、またその評価を実施いたします。

なお、平成 24 年度分の内部統制報告書においては、当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。また、内部統制報告書については、会計監査人による監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」旨の監査意見（財務会計省令第 32 条第 4 項第 1 号に基づく無限定適正意見）を得ております。

## ハ. 内部監査及び監事監査の状況

### （内部監査）

当機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適性かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うとともに、内部監査を実施しております。

検査役は内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を理事長に提出しております。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しております。

### （監事監査）

監事は、当機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第 18 条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施いたします。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

### （コンプライアンス）

当機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めております。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めております。

- ・役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

- ・役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

また、当機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っております。

## ニ. 会計監査の状況

当機構の会計監査業務を執行した公認会計士は、加藤暢一氏、樋澤克彦氏、荒張健氏及び秋山修一郎氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員 7 年を超えておりません。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 4 名、その他 10 名であります。

②リスク管理体制の整備の状況

(統合的リスク管理とリスク管理体制)

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

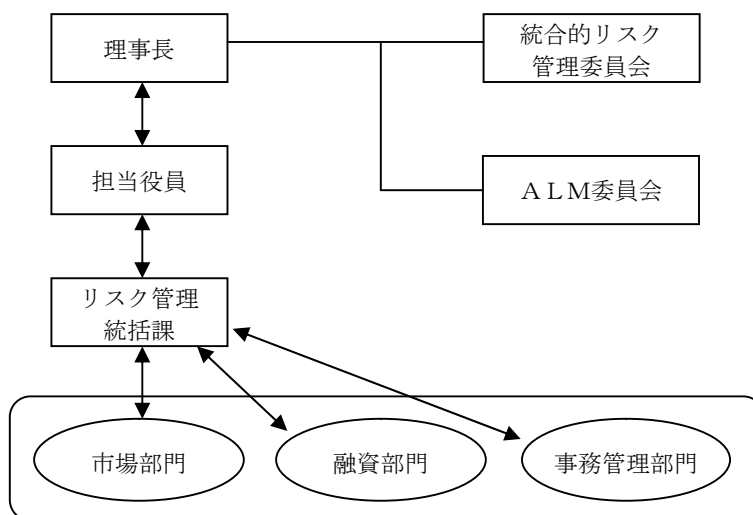
このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(当機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理)

当機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

機構のリスク管理体制



③役員報酬の内容

当事業年度における当機構の役員に対する報酬額は、91百万円であります。

(2) 監査報酬の内容等

①監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
当機構	38	-	38	-

(注) 消費税及び地方消費税を除く。

②その他重要な報酬の内容

記載すべき内容はありませぬ。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	22,387,411	95.92	22,668,634	95.63
有価証券		762,987	3.27	598,994	2.53
現金預け金		172,250	0.74	419,267	1.77
その他資産		14,894	0.06	14,173	0.06
有形固定資産	1	2,563	0.01	2,964	0.01
無形固定資産		600	0.00	883	0.00
資産の部合計	3	23,340,707	100.00	23,704,919	100.00
(負債の部)					
債券		18,176,696	77.87	18,676,401	78.79
借入金		30,000	0.13	30,000	0.13
その他負債		15,373	0.07	15,121	0.06
賞与引当金		47	0.00	47	0.00
役員賞与引当金		6	0.00	5	0.00
退職給付引当金		146	0.00	141	0.00
役員退職慰労引当金		23	0.00	27	0.00
地方公共団体健全化基金		919,871	3.94	922,568	3.89
基本地方公共団体健全化基金		911,935	3.91	915,698	3.86
組入地方公共団体健全化基金		7,936	0.03	6,869	0.03
特別法上の準備金等	4	4,104,844	17.59	3,947,086	16.65
金利変動準備金		880,000	3.77	1,100,000	4.64
公庫債権金利変動準備金		3,137,557	13.44	2,771,200	11.69
利差補てん積立金		87,287	0.37	75,885	0.32
負債の部合計		23,247,010	99.60	23,591,399	99.52
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		29,393	0.13	50,221	0.21
一般勘定積立金		29,393	0.13	50,221	0.21
評価換算差額等		△ 5,964	△0.03	△ 6,970	△ 0.03
繰延ヘッジ損益		△ 5,964	△0.03	△ 6,970	△ 0.03
管理勘定利益積立金		53,666	0.23	53,666	0.23
純資産の部合計		93,696	0.40	113,520	0.48
負債及び純資産の部合計		23,340,707	100.00	23,704,919	100.00

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		511,805	100.00	487,146	100.00
資金運用収益		511,641		485,675	
役務取引等収益		128		123	
その他経常収益		34		1,348	
地方公共団体健全化基金受入額		-		1,066	
その他の経常収益		-		281	
経常費用		281,749	55.05	274,076	56.26
資金調達費用		274,320		265,647	
役務取引等費用		275		280	
その他業務費用		4,539		5,519	
営業経費		2,385		2,629	
その他経常費用		229		-	
地方公共団体健全化基金組入額		216		-	
その他の経常費用		12		-	
経常利益		230,055	44.95	213,070	43.74
特別利益		232,601	45.45	581,402	119.35
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	220,000		570,000	
利差補てん積立金取崩額		12,601		11,402	
特別損失		441,024	86.17	773,643	158.81
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		221,024		203,643	
国庫納付金	2	-		350,000	
当期純利益	1	21,632	4.23	20,828	4.28

### ③ 【純資産変動計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
出資者資本			
地方公共団体出資金			
当期首残高		16,602	16,602
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		16,602	16,602
利益剰余金			
一般勘定積立金			
当期首残高		13,860	29,393
当期変動額			
当期純利益		15,532	20,828
当期変動額合計		15,532	20,828
当期末残高		29,393	50,221
利益剰余金合計			
当期首残高		13,860	29,393
当期変動額			
当期純利益		15,532	20,828
当期変動額合計		15,532	20,828
当期末残高		29,393	50,221
出資者資本合計			
当期首残高		30,462	45,995
当期変動額			
当期純利益		15,532	20,828
当期変動額合計		15,532	20,828
当期末残高		45,995	66,824
評価・換算差額等			
繰延ヘッジ損益			
当期首残高		△8,645	△5,964
当期変動額			
当期純利益		—	—
出資資本以外の項目の当期変動額(純額)		2,681	△1,005
当期変動額合計		2,681	△1,005
当期末残高		△5,964	△6,970
管理勘定利益積立金			
当期首残高		47,565	53,666
当期変動額			
当期純利益		6,100	—
当期変動額合計		6,100	—
当期末残高		53,666	53,666



区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）
純資産合計			
当期首残高		69,382	93,696
当期変動額			
当期純利益		21,632	20,828
出資資本以外の項目の当期変動額(純額)		2,681	△1,005
当期変動額合計		24,314	19,823
当期末残高		93,696	113,520

#### ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		21,632	20,828
減価償却費		345	354
資金運用収益		△511,641	△485,675
資金調達費用		274,320	265,647
賞与引当金の増加額 (△は減少額)		6	△0
役員賞与引当金の増加額 (△は減少額)		△0	△1
退職給付引当金の増加額 (△は減少額)		△48	△4
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少額)		△3	3
地方公共団体健全化基金の増加額 (△は減少額)		216	△1,066
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額 (△は減少額)		1,024	△16,356
利差補てん積立金の減少額		△12,601	△11,402
貸付金の純増(△)減		△155,554	△281,223
債券の純増減(△)		△154,272	495,783
借入金の純増減(△)		30,000	—
資金運用による収入		513,086	486,149
資金調達による支出		△271,287	△262,457
その他		1,507	△981
営業活動によるキャッシュ・フロー		△43,268	429,597
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		4,065,600	5,027,000
有価証券の取得による支出		△4,370,780	△4,862,748
有形固定資産の取得による支出		△108	△450
無形固定資産の取得による支出		△75	△145
有形固定資産の売却による収入		421	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△304,944	163,656
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		—	△350,000
公営競技納付金収入		3,830	3,763
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,830	△346,236
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		△344,382	247,017
VI 現金及び現金同等物の期首残高		516,633	172,250
VII 現金及び現金同等物の期末残高		172,250	419,267

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左  (2) 役員賞与引当金 同左  (3) 退職給付引当金 同左  (4) 役員退職慰労引当金 同左
7. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処	(1) ヘッジ会計の方法 同左

項目	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	<p>理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券及び借入金</p> <p>b ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券</p> <p>c ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利息の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利息の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に行っており、これを付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>法第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。</p> <p>また、法第 46 条第 5 項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととして</p>	同左

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	おります。	
10. 金利変動準備金及び 公庫債権金利変動準備 金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
11. 利差補てん積立金の 会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
12. 管理勘定利益積立金の 会計処理	<p>管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。</p>	同左
13. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	同左

## 未適用の会計基準等

項目	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日) 及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日)	—————	<p>1. 概要</p> <p>財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。</p> <p>2. 適用予定日</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の期末から適用を予定しております。</p> <p>3. 当該会計基準等の適用による影響額</p> <p>当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響につきましては、現在評価中であります。</p>

## 追加情報

項目	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日) 及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日) を適用しております。	—————
国庫納付について	—————	平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度において、総額 1 兆円を目途として、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 25 年度においては「平成 25 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成 25 年総務省・財務省令第 1 号) に基づき、同準備金 6,500 億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております(平成 24 年度は 3,500 億円)。

注記事項等

(貸借対照表関係)

項目	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	186 百万円	249 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、前期末において東日本大震災により払込期日を延長した元利金（前期末日現在2,543百万円）は、平成23年9月20日までに全額償還されております。</p>	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
3. 担保提供資産	<p>(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,176,696百万円の一般担保に供しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の担保として、有価証券469百万円を差し入れております。</p>	<p>(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,676,401百万円の一般担保に供しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の担保として、有価証券9,238百万円を差し入れております。</p>
4. 特別法上の準備金等	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであ</p>	<p>(1) 金利変動準備金 同左</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	ります。 (3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	(3) 利差補てん積立金 同左

(損益計算書関係)

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. 当期純利益の勘定別内訳	一般勘定 15,532 百万円 管理勘定 6,100 百万円	一般勘定 20,828 百万円 管理勘定 一百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	_____	平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成24年総務省・財務省令第2号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、同準備金350,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

(金融商品関係)

I 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回



開催し、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### [1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

##### ①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

##### ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

#### [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことです。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20% 以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

### ②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

### ③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が 10 年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成 21 年度から平成 25 年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね 20% 以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成 24 年 3 月 31 日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 24 年 3 月 31 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成 24 年 3 月 31 日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 （ ）内は前年度比

（単位：百万円）

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	17.5% (+2.9%)	△321,992 (△88,064)	△998,914 (△306,305)	676,921 (+218,240)	1,839,901 (+242,261)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 24 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 61,644 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 62,558 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリス

ク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,387,411	23,797,792	1,410,381
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	762,987	762,979	△8
(3) 現金預け金	172,250	172,250	-
資産計	23,322,648	24,733,021	1,410,373
(1) 債券	18,176,696	18,890,039	713,343
(2) 借入金	30,000	30,072	72
負債計	18,206,696	18,920,112	713,416
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	222	222	-
デリバティブ取引計	222	222	-

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成24年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

#### (2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	国庫短期証券	96,987	96,979	△8
	譲渡性預金	666,000	666,000	-
	小計	762,987	762,979	△8
合計		762,987	762,979	△8

### (3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

### (2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	44,500	44,500	222	取引先金融機関から提示された価格 によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	551,494	551,494	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	125,000	-	※2	
合計			815,994	690,994	222	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,555,010	1,552,019	1,548,246	1,540,203	1,481,212	6,369,714	6,939,819	1,401,184
有価証券								
満期保有目的のもの	762,987	-	-	-	-	-	-	-
預け金	172,249	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,030,560	2,164,070	1,931,670	1,680,970	1,560,228	7,058,245	1,549,120	220,000
借入金	-	-	-	-	-	30,000	-	-

## II 当事業年度

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リス

クをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会は原則年 4 回開催し、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### [1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

#### ①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

## ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

## [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率 (上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。) をおおむね 20% 以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

### ②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動によ



る外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成25年3月31日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成25年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成25年3月31日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 ( ) 内は前年度比

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	20.3% (+2.8%)	△422,786 (△100,794)	△1,325,953 (△327,039)	903,166 (+226,244)	2,082,422 (+242,521)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行

により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 25 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 55,502 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 56,639 百万円増加するものと考えられます。

### [3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,668,634	24,537,510	1,868,876
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	598,994	598,995	0
(3) 現金預け金	419,267	419,267	-
資産計	23,686,896	25,555,773	1,868,877
(1) 債券	18,676,401	19,632,909	956,508
(2) 借入金	30,000	30,860	860
負債計	18,706,401	19,663,770	957,369
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されているもの	240	240	-
デリバティブ取引計	240	240	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

##### (1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成25年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

##### (2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国庫短期証券	44,994	44,995	0
	小計	44,994	44,995	0
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	譲渡性預金	554,000	554,000	-
	小計	554,000	554,000	-
合計		598,994	598,995	0

##### (3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### 負債

##### (1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

##### (2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて

現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	40,000	40,000	240	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	774,751	774,751	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	120,000	-	※2	
合計			1,029,751	909,751	240	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,584,836	1,567,116	1,589,729	1,547,561	1,477,282	6,486,636	6,953,013	1,462,458
有価証券								
満期保有目的のもの	599,000	-	-	-	-	-	-	-
預け金	419,267	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,164,070	1,931,670	1,680,970	1,780,228	1,626,489	7,572,183	1,718,450	217,000
借入金	-	-	-	-	-	30,000	-	-

(有価証券関係)

I 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成24年3月31日現在)

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	96,987	96,979	△8	—	△8
譲渡性預金	660,000	660,000	—	—	—
合計	762,987	762,979	△8	—	△8

- (注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。  
2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。  
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	44,994	44,995	0	0	—
譲渡性預金	554,000	554,000	—	—	—
合計	598,994	598,995	0	0	—

- (注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。  
2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。  
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## (デリバティブ取引関係)

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容</p> <p>デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

## (退職給付関係)

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要	当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております	同左
2. 退職給付債務に関する事項	退職給付債務の額 298 百万円 年金資産の額 151 百万円 退職給付引当金の額 146 百万円	退職給付債務の額 318 百万円 年金資産の額 176 百万円 退職給付引当金の額 141 百万円
3. 退職給付費用に関する事項	退職給付費用の額 9 百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 4 百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 5 百万円	退職給付費用の額 5 百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 4 百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 0 百万円
4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項	退職給付債務の算定は簡便法によっております。	同左

## (重要な後発事象関係)

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
国庫納付について	平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度において、総額 1 兆円を目途として、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 24 年度においては「平成 24 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 24 年総務省・財務省令第 2 号）に基づき、同準備金 3,500 億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	—



(勘定別情報関係)  
当事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）  
（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	7,175,673	15,492,961		22,668,634
有価証券	598,994			598,994
現金預け金	419,267			419,267
その他資産	3,251	10,922		14,173
有形固定資産	2,964			2,964
無形固定資産	883			883
一般勘定貸		939,648	△ 939,648	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	242,831		△ 242,831	
資産の部合計	8,443,866	16,443,532	△ 1,182,479	23,704,919
負債の部				
債券	5,389,185	13,287,215		18,676,401
借入金	30,000			30,000
その他負債	2,388	12,732		15,121
賞与引当金	47			47
役員賞与引当金	5			5
退職給付引当金	141			141
役員退職慰労引当金	27			27
地方公共団体健全化基金	922,568			922,568
基本地方公共団体健全化基金	915,698			915,698
組入地方公共団体健全化基金	6,869			6,869
管理勘定借	939,648		△ 939,648	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		242,831	△ 242,831	
特別法上の準備金等	1,100,000	2,847,086		3,947,086
金利変動準備金	1,100,000			1,100,000
公庫債権金利変動準備金		2,771,200		2,771,200
利差補てん積立金		75,885		75,885
負債の部合計	8,384,012	16,389,866	△ 1,182,479	23,591,399
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	50,221			50,221
一般勘定積立金	50,221			50,221
評価・換算差額等	△ 6,970			△ 6,970
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	59,853	53,666		113,520
負債及び純資産の部合計	8,443,866	16,443,532	△ 1,182,479	23,704,919

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）  
（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	101,284	408,131	△ 22,268	487,146
資金運用収益	91,436	394,238		485,675
役務取引等収益	123			123
その他経常収益	1,348	0		1,348
地方公共団体健全化基金受入額	1,066			1,066
その他の経常収益	281	0		281
管理勘定事務受託費	965		△ 965	
地方公共団体健全化基金受取利息	7,410		△ 7,410	
一般勘定貸受取利息		622	△ 622	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		13,270	△ 13,270	
経常費用	80,455	215,889	△ 22,268	274,076
資金調達費用	61,098	204,548		265,647
役務取引等費用	61	219		280
その他業務費用	2,914	2,604		5,519
営業経費	2,488	141		2,629
管理勘定借支払利息	622		△ 622	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	13,270		△ 13,270	
一般勘定事務委託費		965	△ 965	
地方公共団体健全化基金支払利息		7,410	△ 7,410	
経常利益	20,828	192,241		213,070
特別利益	220,000	581,402	△ 220,000	581,402
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		570,000		570,000
利差補てん積立金取崩額		11,402		11,402
特別損失	220,000	773,643	△ 220,000	773,643
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		203,643		203,643
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		350,000		350,000
当期純利益	20,828			20,828

## ⑤【附属明細書】

当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

### 1【有形固定資産等明細書】

（単位：百万円）

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	652	451	-	1,104	195	46	908
土地	1,994	-	-	1,994	-	-	1,994
その他の有形固定資産	102	24	12	114	53	20	61
有形固定資産計	2,750	475	12	3,213	249	66	2,964
無形固定資産							
ソフトウェア	1,376	86	111	1,351	950	285	400
その他の無形固定資産	0	482	-	482	-	-	482
無形固定資産計	1,376	568	111	1,834	950	285	883

### 2【地方公共団体金融機構債券等明細書】

（単位：百万円）

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第1回～第46回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成25年3月18日	1,841,660	2,332,567	0.668 ～1.5	10年
政府保証債（国内債） 6年第1回～第8回地方公共団体金融機構債券	平成23年9月27日 ～平成25年1月29日	199,964	519,971	0.199 ～0.40	6年
政府保証債（国内債） 4年第1回～第4回地方公共団体金融機構債券	平成24年5月28日 ～平成25年2月26日	-	220,000	0.093 ～0.151	4年
政府保証債（外債） 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第1回～第11回地方公共団体金融機構債券	平成22年5月25日 ～平成24年10月22日	170,000	230,000	0.230 ～0.639	5年
非政府保証公募債 7年第1回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	-	20,000	0.446	7年
非政府保証公募債 第1回～第46回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成25年3月25日	1,005,000	1,490,000	0.678 ～1.648	10年
非政府保証公募債 15年第1回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日	-	15,000	1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第27回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～平成25年1月28日	525,000	670,000	1.680 ～2.266	20年

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証公募債 F 1 回～F 5 2、5 4～1 5 3 回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月22日 ～平成25年1月31日	754,500	1,003,000 (4,000)	0.185 ～2.334	3年 ～30年
非政府保証公募債 F 5 3 回地方公共団体金融機構債券 (変動利付)	平成23年2月1日	15,000	15,000	変動	9年
非政府保証債 (外債) 第 2、3、7、1 4～1 6、1 9、2 8、3 1、 3 3、3 4 回地方公共団体金融機構債券	平成24年1月12日 ～平成25年3月25日	17,795	196,197 [2,227百万米ドル] [100百万豪ドル]	1.375 ～3.65	5年 ～7年
非政府保証債 (外債) 第 1、4～6、8～1 3、1 7、1 8、2 0～2 7、2 9、3 0、3 2 回地方公共団体金融機構債券	平成24年1月17日 ～平成24年11月7日	50,608	95,064 [1,148百万米ドル] [40百万NZドル] [20百万豪ドル]	変動	5年 ～7年
縁故債 A 号第 1 回～第 3 8 回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成25年3月25日	980,000	1,280,000	0.69 ～1.53	10年
地方公共団体金融機構債券小計	-	5,642,699	8,169,971 (4,000)	-	-
政府保証債 (国内債) 4 年第 1 回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月27日	299,962	-	0.7	4年
政府保証債 (国内債) 第 1 回～第 8 回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	560,636	560,911	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 5 年第 1 回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月24日	29,996	29,998 (30,000)	1.01	5年
非政府保証公募債 第 1 回～第 4 回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,967	139,972	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 2 0 年第 1 回～第 2 回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,949	84,952	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A 号第 1 回～第 2 回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	1,235,513	935,835 (300,000)	-	-
政府保証債 (国内債) 第 8 1 4 回～第 8 8 6 回公営企業債券	平成14年4月26日 ～平成20年6月19日	6,018,749	4,912,647 (1,395,900)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債 (国内債) 1 5 年第 1 回～第 5 回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,682	184,704	1.6 ～2.2	15年
政府保証債 (外債) 第 4 回ユーロ・スターリングポンド ～第 5 回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	723,848	724,131 (130,000) [2,200百万米ドル] [900百万ユーロ] [150百万英ポンド]	1.35 ～5.75	10年 ～20年
非政府保証公募債 5 年第 1 回公営企業債券	平成20年2月29日	129,989	-	1.14	5年

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証公募債 第2回～第30回公営企業債券	平成14年6月27日 ～平成20年6月16日	1,179,870	929,908 (120,000)	0.64 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,661	569,686	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,861	189,867	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日 ～平成17年7月19日	40,000	40,000	0.45 ～0.47	10年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	41,320	39,150 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付(CMS型)第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	20,000	変動	10年
縁故債 特別第1号第1回～第31回公営企業債券	平成14年7月31日 ～平成20年7月31日	2,180,500	1,940,500 (482,000)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	-	11,298,483	9,570,594 (2,130,070)	-	-
合 計	-	18,176,696	18,676,401 (2,164,070)	-	-

(注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,676,401百万円の一般担保に供しております。

2. 「政府保証債(外債)第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第2、3、7、14～16、19、28、31、33、34回地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第1、4～6、8～13、17、18、20～27、29、30、32回地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債(外債)第4回ユーロ・スターリングポンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の[ ]は外貨建による金額であります。

3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額であります。

### 3【借入金等明細書】

(単位:百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	30,000	30,000	0.69	平成31年3月26日
その他の有利子負債	-	-	-	-
合 計	30,000	30,000	-	-

4【引当金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	47	47	47	-	47
役員賞与引当金	6	5	6	-	5
退職給付引当金	146	5	10	-	141
役員退職慰労引当金	23	5	1	-	27

5【金利変動準備金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	880,000	220,000	220,000	-		1,100,000
公庫債権金利変動準備金	3,137,557	203,643	203,643	570,000	220,000	2,771,200
合 計	4,017,557	423,643	423,643	570,000	220,000	3,871,200

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」の570,000百万円のうち、350,000百万円は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金350,000百万円が国に帰属したことによる取り崩しであります。

6【地方公共団体健全化基金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	911,935	3,763	-	-	-	915,698
組入地方公共団体健全化基金	7,936	-	-	1,066	-	6,869
合 計	919,871	3,763	-	1,066	-	922,568

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額であります。

2. 「組入地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額であります。

## (2) 【決算報告書】

貸借対照表（平成25年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	22,644,268	22,668,634	24,366	(注1)
有 価 証 券 及 び 現 金 預 け 金	952,937	1,018,262	65,325	(注2)
そ の 他 資 産	13,609	14,173	564	
有 形 固 定 資 産 及 び 無 形 固 定 資 産	4,185	3,848	△337	
資 産 合 計	23,614,999	23,704,919	89,920	
債 券	18,618,036	18,676,401	58,365	(注3)
借 入 金	-	30,000	30,000	(注4)
そ の 他 負 債	13,267	15,121	1,854	} (注5)
賞 与 引 当 金	-	47	47	
役 員 賞 与 引 当 金	-	5	5	
退 職 給 付 引 当 金	-	141	141	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	27	27	
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	919,897	922,568	2,671	} (注6)
基 本 地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	913,935	915,698	1,763	
組 入 地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	5,963	6,869	906	
特 別 法 上 の 準 備 金 等	3,948,803	3,947,086	△1,717	
金 利 変 動 準 備 金	1,100,000	1,100,000	-	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	2,773,027	2,771,200	△1,827	(注7)
利 差 補 て ん 積 立 金	75,777	75,885	108	
負 債 合 計	23,500,003	23,591,399	91,396	
地 方 公 共 団 体 出 資 金	16,602	16,602	-	
利 益 剰 余 金	50,438	50,221	△217	
一 般 勘 定 積 立 金	50,438	50,221	△217	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,672	△6,970	△4,298	
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,672	△6,970	△4,298	(注8)
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	50,627	53,666	3,039	(注9)
純 資 産 合 計	114,996	113,520	△1,476	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,614,999	23,704,919	89,920	

- (注1) 貸付額が予定を上回ったこと等による増  
(注2) 債券発行額を増額したこと等による増  
(注3) 今後の資金需要を踏まえ資金調達を増やしたことによる増  
(注4) 予算では借入金を計上していなかったことによる増  
(注5) 予算ではその他負債に計上したため  
(注6) 納付金が予定を上回ったこと等による増  
(注7) 公庫債権金利変動準備金を過大に見込んだこと等による減  
(注8) 繰延ヘッジ損益を過大に見込んだこと等による減  
(注9) 管理勘定利益積立金を過小に見込んだこと等による増



損益計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	489,734	487,146	△2,588	
資 金 運 用 収 益	487,841	485,274	△2,567	
貸 付 金 利 息	486,825	482,428	△4,397	(注1)
有価証券利息及び預け金利息	1,016	1,232	216	
金利スワップ受入利息	-	1,613	1,613	(注2)
そ の 他 の 受 入 利 息	76	400	324	
役 務 取 引 等 収 益	128	123	△5	
そ の 他 経 常 収 益	1,689	1,348	△341	
地方公共団体健全化基金受入額	1,675	1,066	△609	
そ の 他 の 経 常 収 益	14	281	267	
経 常 費 用	277,440	274,076	△3,364	
資 金 調 達 費 用	268,914	265,647	△3,267	
債 券 利 息	268,914	265,359	△3,555	(注3)
借 入 金 利 息	-	168	168	
金利スワップ支払利息	-	119	119	
役 務 取 引 等 費 用	283	280	△3	
そ の 他 業 務 費 用	5,460	5,519	59	
営 業 経 費	2,783	2,629	△154	
人 件 費	( 820)	( 822)	( 2)	
業 務 費	( 1,134)	( 1,053)	( △81)	
そ の 他 の 営 業 経 費	( 829)	( 753)	( △76)	
経 常 利 益	212,294	213,070	776	
特 別 利 益	581,510	581,402	△108	
公庫債権金利変動準備金取崩額	570,000	570,000	-	
利差補てん積立金取崩額	11,510	11,402	△108	
特 別 損 失	772,410	773,643	1,233	
金利変動準備金繰入額	220,000	220,000	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	202,410	203,643	1,233	(注4)
国 庫 納 付 金	350,000	350,000	-	
当 期 純 利 益	21,394	20,828	△566	

(注1) 金利が想定を下回ったこと等による減

(注2) 予算では金利スワップ受入利息を計上していなかったことによる増

(注3) 金利が想定を下回ったこと等による減

(注4) 金利が想定を下回り管理勘定の経常利益が予定を上回ったこと等による増

### (3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成 25 年 3 月 31 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

#### ①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 419,267 百万円その他であります。

その他資産 未収収益 13,837 百万円（貸付金利息 13,753 百万円その他）、その他の資産 336 百万円（差入保証金 112 百万円その他）であります。

#### ②負債の部

その他負債 未払費用 14,444 百万円（債券利息 14,441 百万円その他）、その他の負債 667 百万円（未払金 614 百万円、リース債務 14 百万円その他）その他であります。

### (4) 【その他】

該当ありません。

## 第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年5月21日

地方公共団体金融機構  
理事長 渡邊雄司 殿

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 暢 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋澤 克彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒張 健 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 修一郎 印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

### 財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<法第37条第1項が要求する決算報告書に対する意見>

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づき、機構の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第5期事業年度の決算報告書について監査を行った。

決算報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

法第37条第1項が要求する決算報告書に対する監査意見

当監査法人は、決算報告書が、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、機構が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。



